

新潟港港湾計画書

— 改訂 —

平成 27 年 3 月

新潟港港湾管理者

新潟県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成12年 3月 第35回新潟県地方港湾審議会
- ・平成12年 7月 港湾審議会第172回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成13年11月 第11回新潟県地方港湾審議会部会
- ・平成15年 3月 第36回新潟県地方港湾審議会
- ・平成18年 9月 第39回新潟県地方港湾審議会
- ・平成19年 9月 第40回新潟県地方港湾審議会
- ・平成19年11月 交通政策審議会第27回港湾分科会
- ・平成20年 3月 第41回新潟県地方港湾審議会
- ・平成23年 2月 第43回新潟県地方港湾審議会
- ・平成23年10月 第44回新潟県地方港湾審議会
- ・平成23年12月 交通政策審議会第47回港湾分科会
- ・平成24年 3月 第45回新潟県地方港湾審議会
- ・平成24年 7月 交通政策審議会第49回港湾分科会
- ・平成25年 6月 第46回新潟県地方港湾審議会
- ・平成26年 4月 第15回新潟県地方港湾審議会部会

の議を経た新潟港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
II	港湾の能力	8
III	港湾施設の規模及び配置	9
1	公共埠頭計画	9
2	フェリー埠頭計画	13
3	危険物取扱施設計画	14
4	専用埠頭計画	14
5	水域施設計画	15
6	外郭施設計画	20
7	小型船だまり計画	22
8	マリーナ計画	24
9	臨港交通施設計画	25
IV	港湾の環境の整備及び保全	29
1	廃棄物処理計画	29
2	港湾環境整備施設計画	30
V	土地造成及び土地利用計画	32
1	土地造成計画	32
2	土地利用計画	33
VI	港湾の効率的な運営に関する事項	34
1	効率的な運営を特に促進する区域	34
VII	その他重要事項	35

1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設	35
2	大規模地震対策施設	37
	(1) 緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設	37
	(2) 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設	38
3	港湾施設の利用	39
	(1) 物資補給等のための施設	39
4	その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項	40
	(1) 放置等禁止区域の指定	40

I 港湾計画の方針

新潟港は、日本海沿岸のほぼ中央に位置し、本州日本海側唯一の政令指定都市である新潟市を背後に擁し、明治元年の開港以来、新潟県及び周辺地域の人流・物流の拠点として重要な役割を果たしている。

昭和42年には、特定重要港湾に指定され、同44年には、新たに東港区が開港し大規模な工業地帯として、またエネルギー基地として発展を続けており、平成23年には国際海上輸送網の拠点となる国際拠点港湾に位置付けられた。

今日の新潟港は、人流中心の西港区と、物流中心の東港区という機能分担のもと港湾機能の充実が図られている。西港区は、佐渡航路や、北海道などとの間の長距離フェリーが就航し、国内海上交通の結節点となっている。さらに、日本海側随一の国際コンベンションセンター等が立地し、北東アジアに向けた国際交流拠点としての機能を有している。東港区は、周辺に多くの企業が立地し臨海工業地帯を形成している他、LNG、木材、完成自動車、穀物等の様々な貨物を取り扱う国際物流拠点・エネルギー拠点として発展を続けている。また、対岸諸国との間の定期コンテナ航路が充実し、本州日本海側最大の国際海上コンテナターミナルとして重要な役割を担っている。

近年、新潟港を取り巻く状況は、大きく変化してきている。

東アジア地域の急速な経済発展に伴い、日本海側港湾においては、対岸諸国の経済発展を我が国の成長に取り込んでいくための拠点となることが期待されている。特に新潟港においては、対岸の東アジア地域やロシア極東地域と地理的に近接し、加えて、首都圏をはじめ内陸部や太平洋側地域と充実した交通網で結ばれているという特性を活かし、環日本海地域の海上輸送網の拠点としての機能を担うことが求め

られている。

新潟港では、魅力的で競争力のある港づくりを目指し、民の視点を取り入れた効率的な港湾運営を推進するため、平成26年度に港湾運営会社を指定した。今後は、船社や荷主への柔軟なサービスの提供などにより、選ばれるコンテナターミナルの実現に向けて取り組んでいくこととしている。

近年、新潟港では、東アジア地域との交易の活発化によりコンテナ貨物取扱量が順調に増加する一方で、コンテナヤードの不足により非効率な荷役が発生している。さらに、降雪時における荷役作業の遅れが定時性確保の支障となっており、利用企業の競争力の強化を妨げている。このため、港湾利用者からターミナルの拡張や、雪に強いターミナル方式の導入などの機能強化が求められている。

また、背後立地企業の国際競争力の強化に向け、輸送コスト低減、リードタイム短縮のために中国・韓国航路の更なる充実や、東南アジア航路の就航、加えて、地理的に近接する中国東北部・ロシア極東地域とを結ぶシームレスな複合一貫輸送航路の安定就航が求められている。

バルク貨物に関しては、背後立地企業から、大量一括輸送による輸送コスト低減のため、バルク貨物船の大型化に対応する機能の強化が求められている。

また、国内の長距離輸送において、陸上輸送から環境への負荷の少ない海上輸送へのモーダルシフトを推進するにあたり、海上輸送ネットワークの充実・強化が求められている。このため、日本海沿岸のほぼ中央に位置し、首都圏等との交通結節点である新潟港では、九州・

中国地方と首都圏を含む新潟港背後圏との間の物流の効率化、環境負荷の低減を図るため、日本海側港湾との連携による内貿RORO船の就航が求められている。

一方、市民の暮らしや価値観が多様化するなか、ウォーターフロントの特性を活かした親水空間、海洋性レクリエーション空間の提供や、湊町の風情を感じられるまちづくりと一体となった憩い・賑わい空間の創出が求められている。そのほか、港湾機能維持のため、港湾から発生する浚渫土砂を海洋投入処分しているが、海洋環境保全のため海洋投入処分は原則禁止となったことから、浚渫土砂の縮減や海面処分場の確保が求められている。

また、我が国では観光立国の実現に向け、経済発展が著しい東アジア地域等のクルーズ需要の受入体制の構築に取り組んでおり、新潟港においても交流人口拡大による地域経済の活性化や、地域の賑わい創出のため、クルーズ振興への期待が高まっている。

防災面では、大規模地震発生時における背後圏の住民の安全・安心や産業活動の継続性を確保するための防災機能の向上が求められている。加えて、東日本大震災の教訓を踏まえ、新潟港では、首都圏や太平洋側地域と充実した交通網で結ばれている特性や、LNG基地、ガスパイプラインなどの既存インフラを活かし、太平洋側の大規模災害時においても産業活動を継続するため、リダンダンシー機能の確保が求められている。

また、既存ストックの有効活用の観点から、既存施設の利用実態を見極め、計画的な施設の更新・再編が求められている。

以上のような情勢に対処すべく、西港区と東港区の適正な機能分担

を図り、環日本海における国際物流拠点、国際交流拠点としての役割を果たし、日本海側における「日本海・太平洋2面活用型国土」形成の中心的な役割を担うべく、平成40年代前半を目標年次として、以下のように港湾計画の方針を定め、港湾計画を改訂するものである。

1) 【物流】北東アジアゲートウェイ機能の進化

- 対北東アジア、東アジア、東南アジアの玄関口にふさわしい日本海側拠点港の形成
対岸諸国（中国、ロシア、韓国等）や東南アジアの経済発展を我が国の成長に取り込むため、港湾機能や国際競争力の強化を図る。
 - ① 外貿コンテナ貨物の増加への対応、積雪時におけるターミナル開門時刻の定時性確保の実現のため、外貿コンテナターミナルの拡張、機能強化を図る。
 - ② 国際輸送モードの多様化を実現するため、国際RORO船に対応した機能強化を図る。

2) 【産業・交流】地域経済の発展への貢献

- 地域経済の活力を増進する港づくり
新潟における地域経済の一層の発展に貢献するため、物流・交流機能の強化を図る。
 - ① バルク貨物船の大型化に対応するため、バルク貨物取扱機能の強化を図る。
 - ② 内貿ユニット貨物の海上輸送ネットワーク構築に向け、内貿ユニットロードターミナル機能の強化を図る。
 - ③ 港湾機能の強化にあたっては、既存施設の再編・集約等によ

り、効率的な機能配置を促進する。

- ④ 港湾の持続的な機能維持のため、港湾から発生する浚渫土砂の縮減を図りつつ、浚渫土砂を適切に処分するための海面処分場を確保し、これらの適正な処理・活用を図る。

○ 交流拠点機能のさらなる強化

ウォーターフロントの特性を活かして、地域の人々の賑わい・憩いの空間を提供するとともに、湊町の風情を活かし、国際的な文化・交流拠点としての機能向上を図る。

- ① 背後のまちづくりと一体となった賑わいのある港空間の創出に向け、既存の埠頭の利用転換等により交流拠点としての魅力向上を図る。
- ② クルーズ需要の増大に対応し、クルーズ船の受入体制の確保に向けた交流拠点機能の強化を図る。

3) 【防災】 太平洋側港湾のバックアップ機能の強化

○ 防災拠点機能の強化

東日本大震災の教訓を踏まえ、切迫性が指摘される首都直下地震等の大規模災害時におけるリダンダンシー確保のために、防災拠点としての機能強化を図る。

- ① 太平洋側港湾のバックアップ機能を担う国際海上コンテナ輸送や複合一貫輸送に対応したターミナルについて、防災拠点機能の強化を図る。
- ② 大規模地震発生時における緊急物資の輸送、住民の避難及び企業の経済活動の維持に供するため、岸壁の耐震化や防災拠点となる緑地の確保などの大規模地震対策の強化を図る。

○ エネルギー供給基地としてのさらなる拠点化

LNG基地、ガスパイプラインなどのインフラを活かし、ロシア等諸外国からのエネルギーを受け入れるなど、我が国のエネルギー供給拠点としての役割を担う。

- ① 我が国のエネルギー安定供給とリスク分散に資するため、日本海側のエネルギー拠点としての役割を担う。

4) 港湾空間のゾーニング

多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、港湾空間を以下のように利用する。

[西港区]

- ① 山の下地区、中央地区東側、臨港ふ頭地区及び東海岸地区西側は、物流ゾーンとする。
- ② 入舟^{いりふね}地区の東側は、物流・交流ゾーンとする。
- ③ 信濃川左岸地区、万代島^{ばんだいじま}地区及び中央地区西側は、交流拠点ゾーンとする。
- ④ 入舟地区西側は、新潟西海岸も含め、レクリエーションゾーンとする。
- ⑤ 東海岸地区東側は、土砂処分ゾーンとする。

[東港区]

- ① 中央水路東・西両地区の水路側、東ふ頭地区北側、南ふ頭地区及び西ふ頭地区は、物流ゾーンとする。
- ② 南ふ頭地区南側は、物流関連ゾーンとする。
- ③ 南ふ頭地区北側の中央部は、交流ゾーンとする。

- ④ 中央水路東地区南側、東ふ頭地区及び中央水路西地区は、生産ゾーンとする。
- ⑤ 東埋立地区、中央水路東地区及び西埋立地区は、エネルギー関連ゾーンとする。
- ⑥ 網代浜地区及び南^{あじろはま}浜^{みなみはま}地区は、レクリエーションゾーンとする。

Ⅱ 港湾の能力

目標年次（平成40年代前半）における取扱貨物量、船舶乗降旅客数を次のように定める。

取扱貨物量	外 貿 (うちコンテナ)	2,480万トン (460万トン(31万TEU))
	内 貿 (うちフェリー) (うちコンテナ)	1,800万トン (1,120万トン) (20万トン)
	合 計	4,280万トン
船舶乗降旅客数		150万人

Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 西港区

1-1-1 入舟地区

RORO船による内貿貨物を取り扱うため、また、クルーズ需要の増大に対応するため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深9m 岸壁1バース 延長350m

[既定計画の変更計画] I 1

埠頭用地7ha（荷さばき施設用地及び保管施設用地）

[既定計画の変更計画]

既定計画
水深8.5m 岸壁1バース 延長230m
埠頭用地 8ha（荷さばき施設用地及び保管施設用地）

以下の既定計画を削除する。

既定計画
水深7.5m 岸壁1バース 延長130m
埠頭用地 1ha（荷さばき施設用地及び保管施設用地）

1-1-2 中央地区

今回計画における東海岸地区への港湾機能の移転に伴い、公共埠頭計画の規模を変更する。

水深7.5m 岸壁1バース 延長330m [既設の変更計画]

K 1

既定計画
水深9.5m 岸壁1バース 延長330m（既設）

1-1-3 東海岸地区

バルク貨物船の大型化及び将来的な浚渫土砂量の縮減に対応した東海岸地区への港湾機能の移転のため、鋳產品、鉄鋼等の外貿貨物を取り扱う公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 11 m 岸壁 1 バース 延長 190 m [新規計画] HK 2

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 170 m [新規計画] HK 1

埠頭用地 16 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

[新規計画]

1-2 東港区

1-2-1 東ふ頭地区

完成自動車、鋳產品等の外内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 240 m [既定計画] H 2

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m

[既定計画の変更計画] H 3

埠頭用地 7 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

[既定計画の変更計画]

既定計画

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 240 m

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 170 m

埠頭用地 6 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

1-2-2 西ふ頭地区・南ふ頭地区

(1) 外貿コンテナ埠頭等

コンテナ貨物輸送等の効率化を図るため、既存施設の機能集約及

び荷さばき施設用地の需要に対応するため、外貿コンテナ埠頭等を次のとおり計画する。

水深 14 m 岸壁 1 バース 延長 350 m (コンテナ船用)
(工事中) N3

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 250 m (コンテナ船用)
(既設) N4

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 250 m [新規計画] M1

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 250 m (コンテナ船用)
[新規計画] M2

埠頭用地 66 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

(うち 40 ha 既設、10 ha 既定計画) [既定計画の変更計画]

既設

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 185 m (コンテナ船用)
W2

水深 14 m 岸壁 1 バース 延長 350 m (コンテナ船用)
(工事中) W3

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 250 m (コンテナ船用)
W4

既定計画

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 250 m W5

埠頭用地 49 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

(うち 39 ha 既設)

なお、効率的な荷役のため、所要の規模のガントリークレーンを

設置する。

また、これに伴い、以下の既設の施設を廃止し、以下の既定計画を削除する。

既設

西ふ頭地区・南ふ頭地区

水深10m 岸壁1バース 延長185m (コンテナ船用)

水深7.5m 岸壁1バース 延長130m

西船だまり

防波堤 延長114m

物揚場 水深4m 延長550m

既定計画

南ふ頭地区

水深12m 岸壁1バース 延長240m

(2) 外貿ユニットロード埠頭

雑工業品、産業機械等の貨物を取り扱うため、外貿RORO埠頭を次のとおり計画する。

水深10m 岸壁1バース 延長240m (RORO船用) N5

[既定計画の変更計画]

埠頭用地 9ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

[既定計画の変更計画]

1-2-3 南ふ頭地区

砂利・砂等の内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 5 m 岸壁 1 バース 延長 1 0 0 m [新規計画] MHF 1
埠頭用地 1 h a (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

[既定計画の変更計画]

完成自動車等の外貿貨物を取り扱うため、また、大型の旅客船に対応するため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 1 0 m 岸壁 2 バース 延長 3 7 0 m

[既設の変更計画] MM 1、MM 2

2 フェリー埠頭計画

2-1 西港区

2-1-1 入舟地区

以下の既定計画を削除する。

既定計画
水深 8.5 m 岸壁 1 バース 延長 2 8 0 m (公共)
埠頭用地 8 h a (旅客施設用地 1 h a、荷さばき施設用地 8 h a)

2-1-2 山の下地区

既定計画で位置づけた小型船だまりを利用転換し、フェリー埠頭として次のとおり計画する。

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 2 6 0 m (既設)

[既設の変更計画] YM

埠頭用地 6 h a (旅客施設用地 1 h a、荷さばき施設用地 5 h a)

[既設の変更計画]

3 危険物取扱施設計画

3-1 西港区

3-1-1 中央地区

以下の施設を撤去する。

既設
水深 10 m ドルフィン 1 バース (公共)

3-2 東港区

3-2-1 中央水路東地区

既定計画どおりとする。

既定計画
水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 160 m (専用)
危険物取扱施設用地 6 h a

4 専用埠頭計画

4-1 西港区

4-1-1 東海岸地区

石油類等の外内貿貨物を取り扱うため、専用埠頭を次のとおり計画する。

水深 10 m ドルフィン 1 バース [新規計画]

4-1-2 臨港ふ頭地区

以下の既定計画を削除する。

既定計画

水深10m ドルフィン1バース

水深7.5m 岸壁2バース 延長260m

埠頭用地 3ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

なお、泊地の整備に伴い、栈橋1基(専用)、岸壁75m

(専用)を撤去する。

4-2 東港区

4-2-1 東埋立地区

既定計画どおりとする。

既定計画

水深17m ドルフィン1バース

4-2-2 東ふ頭地区

既定計画どおりとする。

既定計画

水深5.5m~7.5m 岸壁 延長130m

5 水域施設計画

係留施設を含む埠頭の計画に対応して、航路、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。

5-1 航路

5-1-1 西港区

既定計画どおりとする。

既定計画
西港航路 水深 11 ~ 12 m 幅員 250 m

5-1-2 東港区

既定計画どおりとする。

既定計画
東港航路 水深 17 ~ 18.5 m 幅員 350 m

5-2 航路・泊地

5-2-1 西港区

東海岸地区

水深 11 m 面積 20 ha [既定計画の変更計画]

なお、航路・泊地の整備に伴い、東防波堤 336 m、東導流堤 145 m、栈橋 2 基（専用）を撤去する。

中央地区・山の下地区

今回計画における東海岸地区への港湾機能の移転に伴い、航路・泊地の規模を変更する。

水深 7.5 m 面積 45 ha（既設） [既設の変更計画]

既定計画
泊地 水深 10 m 面積 53 ha

中央地区・万代島地区

中央地区に計画している小型船だまりの係留船舶の見直しにより導流堤 250 m に関する既定計画（撤去）を削除するとともに、航路・泊地の規模を変更する。

水深 7.5 m 面積 25 ha (既設) [既設の変更計画]

既定計画
泊地 水深 7.5 m 面積 30 ha

入舟地区

今回計画における「東海岸地区」への港湾機能の移転に伴い、航路・泊地の規模を変更する。

水深 9.0 m 面積 10 ha (既設) [既設の変更計画]

既定計画
泊地 水深 10 m 面積 10 ha

5-2-2 東港区

東埋立地区

水深 17 m 面積 135 ha [既定計画の変更計画]

既定計画
泊地 水深 17 m 面積 139 ha

東ふ頭地区

水深 12 m 面積 8 ha [既定計画の変更計画]

水深 7.5 m 面積 3 ha [既定計画の変更計画]

既定計画
泊地 水深 12 m 面積 9 ha
泊地 水深 10 m 面積 5 ha

西ふ頭地区

水深 10 m 面積 6 ha [既定計画の変更計画]

既定計画
水深 12 m 面積 7 ha

5-3 泊地

5-3-1 西港区

入舟地区

水深 9 m 面積 10 ha [既定計画の変更計画]

なお、泊地の整備に伴い、西突堤 740 m を撤去する。

また、泊地の規模の変更に伴い、第 1 西防波堤 133 m に関する既定計画（撤去）を削除する。

既定計画
水深 11 m 面積 10 ha
水深 9 m 面積 1 ha
水深 8.5 m 面積 2 ha
水深 7.5 m 面積 1 ha
なお、これに伴い、第 1 西防波堤 133 m、西突堤 240 m、東防波堤 336 m、東導流堤 145 m、栈橋 2 基(専用)を撤去する。

中央地区・山の下地区

今回計画における外港への港湾機能の移転に伴い、泊地の規模を変更する。

水深 7.5 m 面積 8 ha (既設) [既設の変更計画]

既定計画
水深 10 m 面積 53 ha

臨港ふ頭地区

以下の既定計画を削除する。

既定計画

水深 7.5 ~ 10 m 面積 3 ha

なお、これに伴い、栈橋 1 基（専用）、岸壁 75 m（専用）
を撤去する。

東海岸地区

水深 11 m 面積 1 ha [新規計画]

水深 10 m 面積 4 ha [新規計画]

5-3-2 東港区

東埋立地区

水深 17 m 面積 4 ha [既定計画の変更計画]

既定計画

水深 17 m 面積 139 ha

中央水路東地区

水深 7.5 m 面積 1 ha [既定計画]

東ふ頭地区

水深 12 m 面積 1 ha [既定計画の変更計画]

水深 7.5 m 面積 1 ha [既定計画の変更計画]

水深 5.5 ~ 7.5 m 面積 16 ha [既定計画の変更計画]

既定計画
水深 12 m 面積 9 ha
水深 10 m 面積 5 ha
水深 5.5 ~ 7.5 m 面積 15 ha

南ふ頭地区

以下の既定計画を削除する。

既定計画
水深 12 m 面積 9 ha

西ふ頭地区

水深 10 m 面積 1 ha [既定計画の変更計画]

既定計画
水深 12 m 面積 1 ha

6 外郭施設計画

港内の静穏及び船舶航行の安全を図るとともに、航路、泊地等の埋没を防止するため、外郭施設を次のとおり計画する。

6-1 防波堤

6-1-1 西港区

西沖防波堤 延長 500 m [既定計画]

第1西防波堤 延長 200 m (うち 133 m 既設)

[既設の変更計画]

第2西防波堤 延長 1,700 m (工事中) [既定計画の変更計画]

入舟防波堤 延長 620 m [新規計画]

東海岸防波堤 延長 2 8 0 m [新規計画]

東導流堤 延長 1 5 0 m [既定計画の変更計画]

東海岸地区

航路・泊地の整備に伴い、東防波堤 3 3 6 m、東導流堤 1 4 5 m、栈橋 2 基（専用）を撤去する。

中央地区・万代島地区

中央地区に計画している小型船だまりの係留船舶の見直しにより導流堤 2 5 0 m に関する既定計画（撤去）を削除する。

入舟地区

泊地の整備に伴い、西突堤 7 4 0 m を撤去する。

また、泊地の規模の変更に伴い、第 1 西防波堤 1 3 3 m に関する既定計画（撤去）を削除する。

既定計画

西沖防波堤 延長 5 0 0 m

第 2 西防波堤 延長 3, 8 0 0 m（うち 1, 5 0 9 m 既設）

東防波堤 延長 3 1 0 m

東導流堤 延長 2 3 0 m

6-1-2 東港区

西防波堤 延長 3, 5 6 0 m（うち 3, 3 4 4 m 既設）[既定計画]

第 2 東防波堤 延長 1, 0 0 0 m（うち 8 0 0 m 既設）[既定計画]

7 小型船だまり計画

7-1 西港区

7-1-1 万代島地区

既存の公共埠頭を利用転換し、小型船だまりとして次のとおり計画する。

水深 5.5 m 岸壁 1 バース 延長 136 m (既設) S R 3

また、水揚げ基地機能の強化に伴う漁業関連施設の移転に対応するため、小型船だまりを次のとおり計画する。

泊地 水深 6 m 面積 1 h a [既定計画]

岸壁 水深 6 m 延長 234 m [既定計画] S U

7-1-2 中央地区

既存の公共埠頭を利用転換し、小型船だまりとして次のとおり計画する。

水深 7.5 m 岸壁 2 バース 延長 294 m [既設の変更計画]

CK 1、CK 2

既定計画
水深 9.5 m 岸壁 2 バース 延長 294 m (既設)

また、プレジャーボート等を集約するため、小型船だまりを次のとおり計画する。

小型栈橋 1 基 [新規計画] M 2

なお、小型栈橋の整備に伴い、以下の既設の施設を廃止する。

既設
水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 138 m

7-1-3 山の下地区

既定計画で位置づけた小型船だまりを利用転換し、フェリー埠頭として計画するため、以下の既定計画を削除する。

（ 既設
水深 7.5 m 延長 260 m ）

7-2 東港区

7-2-1 南ふ頭地区

南ふ頭東船だまり

作業船等のための小型船だまりを次のとおり計画する。

泊地 水深 5 m 面積 9 h a [既定計画の変更計画]

岸壁 水深 5 m 延長 635 m [既定計画の変更計画]

MHF 2、MHF 3

埠頭用地 1 h a（うち 1 h a 既設）[既定計画の変更計画]

（ 既定計画
泊地 水深 4 m 面積 9 h a
物揚場 水深 4 m 延長 790 m
埠頭用地 2 h a（うち 1 h a 既設） ）

7-2-2 中央水路西地区

作業船のための小型船だまりを次のとおり計画する。

泊地 水深 4 m 面積 14 h a [既定計画の変更計画]

物揚場 水深 4 m 延長 490 m [既定計画の変更計画]

NF 1、NF 2

埠頭用地 2 h a [既定計画の変更計画]

既定計画		
泊地	水深 4 m	面積 1 4 h a
物揚場	水深 4 m	延長 6 5 0 m
埠頭用地	3 h a	

8 マリーナ計画

8-1 西港区

8-1-1 入舟地区

以下の既定計画を削除する。

既定計画		
防波堤	延長 1, 5 1 0 m	
物揚場	水深 3 m	延長 1 0 0 m
小型栈橋	7 基	
船揚場	延長 1 5 5 m	
交流厚生用地	9 h a (うち 8 h a 工事中)	

9 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

9-1 道路

9-1-1 西港区

臨港道路入舟1号線

起点 入舟埠頭西

終点 市道烏帽子町山田町線 2車線 [既定計画の変更計画]

臨港道路入舟2号線

起点 臨港道路入舟1号線

終点 市道1番堀通船見町線 2～4車線 (既設)

[既定計画の変更計画]

臨港道路万代島山の下線

(区間A) 起点 万代島水産ふ頭

終点 臨港道路万代島山の下線 (区間B) 2車線

[既定計画]

(区間B) 起点 臨港道路万代島山の下線 (区間A)

終点 臨港道路山の下2号線 2車線 (既設)

臨港道路山の下東海岸線

起点 東海岸埠頭

終点 臨港道路山の下2号線 2車線 [新規計画]

臨港道路山の下1号線

起点 臨港道路山の下東海岸線

終点 市道末広通臨港町線 2車線 [既定計画の変更計画]

既定計画

臨港道路入舟1号線

(区間A) 起点 入舟埠頭

終点 臨港道路入舟1号線 (区間B) 4車線

(区間B) 起点 臨港道路入舟1号線 (区間A)

終点 市道烏帽子町山田町線 2～4車線 (工事中)

臨港道路入舟2号線

(区間A) 起点 入舟フェリー埠頭

終点 臨港道路入舟1号線 4車線

(区間B) 起点 臨港道路入舟1号線

終点 市道1番堀通船見町線 4車線 (工事中)

臨港道路山の下1号線

起点 山の下緑地

終点 市道末広通臨港町線 2車線

9-1-2 東港区

臨港道路南ふ頭1号線

起点 南ふ頭

終点 国道113号 2車線 (既設) [既設の変更計画]

臨港道路南ふ頭2号線

起点 臨港道路南ふ頭1号線

終点 南ふ頭東船だまり 2車線 (既設) [既設の変更計画]

臨港道路南ふ頭3号線

起点 南ふ頭

終点 臨港道路南ふ頭2号線 2車線 (既設)

[既設の変更計画]

臨港道路南ふ頭4号線

起点 南ふ頭

終点 臨港道路南ふ頭2号線 2車線（既設）

[既設の変更計画]

臨港道路中央ふ頭（西）2号線

起点 県道島見豊栄線

終点 県道島見新発田線 2車線（既設） [既設の変更計画]

臨港道路中央ふ頭（西）3号線

起点 県道島見新発田線

終点 工業用地 2車線（既設） [既設の変更計画]

臨港道路西埋立島見線

起点 西埋立地区

終点 県道島見豊栄線 2車線 [既定計画]

臨港道路西埋立1号線

起点 臨港道路西埋立島見線

終点 臨港道路西埋立島見線 2車線（既設）

[既設の変更計画]

臨港道路西埋立2号線

起点 臨港道路西埋立1号線北

終点 臨港道路西埋立1号線南 2車線（既設）

[既設の変更計画]

臨港道路西埋立3号線

起点 臨港道路西埋立1号線北

終点 臨港道路西埋立1号線南 2車線（既設）

[既設の変更計画]

臨港道路西埋立4号線

起点 臨港道路西埋立2号線

終点 臨港道路西埋立1号線 2車線（既設）

[既設の変更計画]

9-2 鉄道

9-2-1 東港区

臨港鉄道西線

起点 西ふ頭

終点 J R 白新線黒山駅 単線 [既定計画]

IV 港湾の環境の整備及び保全

1 廃棄物処理計画

本港において処理する廃棄物の種類及びその処理施設用地について、次のとおり計画する。

1-1 西港区

- (1) 港湾及びその周辺において発生の見込まれる浚渫土砂を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、次のとおり海面処分用地を計画する。

東海岸地区 海面処分・活用用地 19 h a [新規計画]

なお、廃棄物の処理の終了した用地については、埠頭用地 16 h a、緑地 2 h a、港湾関連用地 1 h a、交通機能用地 1 h a として土地利用を図る。[新規計画]

- (2) 港湾及びその周辺において発生の見込まれる浚渫土砂を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、次のとおり海面処分用地を計画する。

入舟地区 海面処分・活用用地 34 h a (うち 24 h a 工事中)

[既定計画の変更計画]

なお、廃棄物の処理の終了した用地については、埠頭用地 6 h a、緑地 28 h a、交通機能用地 1 h a として土地利用を図る。

[既定計画の変更計画]

既定計画

産業廃棄物、一般廃棄物、浚渫土砂、349万m³を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、廃棄物の処理について、次のとおり計画する。

入舟地区 廃棄物処理・活用用地 42ha

(うち24ha 工事中)

なお、廃棄物の処理の終了した用地については、港湾関連用地20ha(うち5ha 工事中)、交流厚生用地14ha(工事中)、交通機能用地4ha(うち3ha 工事中)、緑地4ha(うち2ha 工事中)として土地利用を図る。

2 港湾環境整備施設計画

本港において良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設について次のとおり計画する。

2-1 西港区

- (1) 新潟西海岸と一体的なレクリエーション活動の拠点及び大規模地震時の防災拠点となる空間を確保するため、緑地を次のとおり計画する。

入舟地区 緑地40ha(うち5ha 既設)

[既設の変更計画]

- (2) 港と親しむ快適な水際空間を創出するため、緑地を次のとおり計画する。

信濃川左岸地区 緑地1ha [新規計画]

- (3) 周辺からの景観に配慮し、修景のための緑地を次のとおり計画する。

万代島地区 緑地 1 h a (既設) [既定計画の変更計画]

- (4) 港を訪れる人々や港湾利用者が海や港に憩い・安らげる緑地を次のとおり計画する。

山の下地区 緑地 3 h a [既定計画の変更計画]

- (5) 港湾内で就労する人々等が休息できる緑地を次のとおり計画する。

東海岸地区 緑地 2 h a [新規計画]

既設

入舟地区 緑地 13 h a (工事中) (うち5 h a 既設)

既定計画

入舟地区 緑地 2 h a

万代島地区 緑地 1 h a (うち1 h a 既設)

山の下地区 緑地 4 h a

以下の既定計画を削除する。

既定計画

東海岸地区 緑地 9 h a

2-2 東港区

- (1) 港湾における諸活動によって発生する騒音、大気汚染等を緩和するため、緑地を次のとおり計画する。

西ふ頭地区 緑地 4 h a (うち2 h a 既設) [既定計画]

中央水路西地区 緑地 2 h a (うち1 h a 既設) [既定計画]

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり計画する。

また、新潟港の浚渫土砂を埋立処分するための海面処分用地を計画する。

1 土地造成計画

単位:ha

地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	海面処分用地	公共用地	合計
西港区	入舟	(6) 6				(1) 1		(4) 4			(10) 10
	信濃川左岸							(1) 1			(1) 1
	東海岸	(16) 16	(1) 1			(1) 1		(2) 2	(91) 91		(110) 110
	計	(22) 22	(1) 1			(1) 1		(7) 7	(91) 91		(121) 121
東港区	南ふ頭	(17) 17									(17) 17
	計	(17) 17									(17) 17
合計	(39) 39	(1) 1				(1) 1		(7) 7	(91) 91		(138) 138

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに、港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地利用計画

単位:ha

地区名	埠頭 用地	港湾関 連用地	交流厚 生用地	工業 用地	都市機 能用地	交通機 能用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	海面処 分用地	公共 用地	合計
西 港 区	入舟	(7) 7	(19) 19			(3) 3		(40) 40			(69) 70
	信濃川左岸	(1) 1				(1) 1		(6) 6			(8) 8
	万代島	(15) 15		(8) 8		(5) 8		(3) 3			(31) 34
	中央	(17) 17				(1) 1					(19) 19
	山の下	(8) 8	(13) 13			(3) 3		(4) 4			(27) 27
	東海岸	(16) 16	(1) 1			(1) 199		(2) 2	(145) 145		(164) 362
	臨港埠頭	(27) 27	(1) 1			(6) 6					(34) 34
	計	(91) 91	(33) 33	(8) 8		1 222		(54) 54	(145) 145		(351) 553
東 港 区	東埋立					(7) 7	(70) 70	(4) 4			(81) 81
	中央水路東	(15) 15			(323) 323	(5) 10	(47) 47	(17) 31			(407) 426
	東ふ頭	(13) 13			(207) 207	(3) 8				(8) 8	(231) 267
	南ふ頭	(52) 52	(3) 3		(11) 11	(11) 15		(9) 16			(86) 96
	西ふ頭	(37) 37				(3) 3		(4) 4			(44) 44
	中央水路西	(9) 9	(11) 11		(189) 189	(8) 16		(2) 40		(14) 14	(232) 277
	西埋立					(6) 6	(78) 78	(1) 1			(85) 85
	網代浜	(5) 5						(2) 5			(7) 10
	南浜	(4) 4				(2) 2					(6) 6
	計	(134) 134	(14) 14		(730) 730		(43) 66	(194) 194	(40) 131		(21) 21
合計	(225) 225	(46) 46	(8) 8	(730) 730	1	(64) 288	(194) 194	(94) 185	(145) 145	(21) 21	(1527) 1843

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに、港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

VI 港湾の効率的な運営に関する事項

1 効率的な運営を特に促進する区域

コンテナ船等により運送される貨物等を取り扱う以下の埠頭について、法第43条の11第6項の規定に基づく港湾運営会社による運営の事業により、効率的な運営を特に促進するよう措置することを計画する。

1-1 東港区

西ふ頭地区・南ふ頭地区

水深14m 岸壁1バース 延長350m (コンテナ船用)
(工事中) N3

水深12m 岸壁1バース 延長250m (コンテナ船用)
(既設) N4

水深12m 岸壁1バース 延長250m [新規計画] M1

水深12m 岸壁1バース 延長250m (コンテナ船用)
[新規計画] M2

水深10m 岸壁1バース 延長240m (RORO船用)
[既定計画の変更計画] N5

埠頭用地 75ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

(うち40ha既設、18ha既定計画) [既定計画の変更計画]

VII その他重要事項

1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回新規に計画する施設及び既に計画されている施設のうち、本港が国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は以下のとおりである。

1-1 西港区

入舟地区

西沖防波堤 延長500m [既定計画]

第2西防波堤 延長1,700m (工事中)

[既定計画の変更計画]

第1西防波堤 延長200m (うち133m既設)

[既定計画の変更計画]

入舟防波堤 延長620m [新規計画]

護岸 延長190m [新規計画]

泊地 水深9m 面積10ha [既定計画の変更計画]

岸壁1バース 水深9m 延長230m (RORO船用)

[既定計画の変更計画] I 1

緑地34ha [既設の変更計画]

臨港道路入舟1号線 [既定計画の変更計画]

起点 入舟埠頭西

終点 市道烏帽子町山田町線 2車線

山の下地区

岸壁1バース 7.5m 延長260m

(うち130m既設) [既定計画の変更計画] YM

万代島地区

岸壁1バース 7.5m 延長193m [既定計画] SR1

1-2 東港区

東埋立地区

西防波堤 延長3,560m (うち3,344m既設) [既定計画]

第2東防波堤 延長1,000m (うち800m既設)

[既定計画]

東ふ頭地区

泊地 水深12m 面積1ha [既定計画の変更計画]

航路・泊地 水深12m 面積8ha [既定計画の変更計画]

岸壁1バース 水深12m 延長240m [既定計画] H2

西ふ頭地区・南ふ頭地区

泊地 水深14m 面積2ha (工事中)

岸壁1バース 水深14m 延長350m (コンテナ船用)

(工事中) N3

岸壁1バース 水深12m 延長250m [新規計画] M1

岸壁1バース 水深12m 延長250m (コンテナ船用)

[新規計画] M2

2 大規模地震対策施設計画

(1) 緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設

大規模地震発生時において、緊急物資等の輸送機能を確保するために必要な施設を次のとおり計画する。

2-(1)-1 西港区

入舟地区

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 230 m (RORO 船用)

[既定計画の変更計画] I 1

緑地 10 ha [既設の変更計画]

道路

臨港道路入舟 1 号線 [既定計画の変更計画]

起点 入舟埠頭西 終点 市道烏帽子町山田町線 2 車線

既定計画

入舟地区

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m

万代島地区

水深 7.5 m 延長 193 m [既定計画] SR 1

緑地 1 ha (既設)

道路

臨港道路万代島埠頭 1 号線 (既設)

起点 万代島フェリー埠頭 終点 市道八千代 1 号線

2 ~ 4 車線

臨港道路万代島埠頭 2 号線 (既設)

起点 臨港道路万代島埠頭 1 号線 終点 国道 113 号

4 車線

山の下地区

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 260 m

(うち 130 m 既設) [既定計画の変更計画] YM

埠頭用地 1 ha (既設)

道路

臨港道路山の下 2 号線 (既設)

起点 市道松島神明町線 終点 国道 113 号 2 車線

2-(1)-2 東港区

中央水路東地区

水深 13 m 岸壁 1 バース 延長 260 m [新規計画]

CH1

埠頭用地 2 ha (既設)

道路

臨港道路中央ふ頭 (東) 線 (既設)

起点 中央ふ頭 (東) 終点 国道 113 号 2 車線

西ふ頭地区

以下の既設の施設を廃止する。

(既設
水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m)

(2) 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設及び既に計画されている施設のうち、幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設は次のとおりである。

2-(2)-1 東港区

西ふ頭地区・南ふ頭地区

水深 1.4 m 岸壁 1 バース 延長 350 m (コンテナ船用)
(工事中) N3

水深 1.2 m 岸壁 1 バース 延長 250 m (コンテナ船用)
(既設) N4

水深 1.0 m 岸壁 1 バース 延長 240 m (RORO 船用)
[既定計画の変更計画] N5

水深 1.2 m 岸壁 1 バース 延長 250 m [新規計画] M1

水深 1.2 m 岸壁 1 バース 延長 250 m (コンテナ船用)
[新規計画] M2

道路

臨港道路西ふ頭線 (既設)

起点 臨港道路 5 号線 終点 国道 113 号 2 車線

臨港道路 5 号線 (既設)

起点 国道 113 号 終点 西ふ頭 2 車線

3 港湾施設の利用

(1) 物資補給等のための施設

貨物船、作業船等の待機並びに物資補給の用に対応するため、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

3-(1)-1 西港区

山の下地区

水深 7.5 m 岸壁 2 バース 延長 330 m (物資補給岸壁)
[既設の変更計画] YK1、YK2

〔 既設
水深 9 m 岸壁 2 バース 延長 3 3 0 m 〕

4 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

(1) 放置等禁止区域の指定

新潟港において、港湾区域を安全かつ円滑に利用することができるよう、以下のとおり、放置等禁止区域が定められている。

〔放置等禁止区域の範囲〕

新潟市流作場字下島 2 5 2 9 番地及び同市沼垂字牛街道の各地先水面、信濃川万代橋及び通船川山ノ下橋の各下流の河川水面。

新潟港東港区西防波堤、その先端と網代浜地区の防波堤（1）の起点から 4 7 5 m の地点を結ぶ線及び同防波堤並びに陸岸により囲まれた海面。